

グローバルなシステム上重要な銀行の選定指標に関する事項

■グローバルなシステム上重要な銀行の選定指標に関する開示事項

(単位：億円)

項番	項目内容	平成29年3月末	平成30年3月末
1	資産及び取引に関する残高の合計額(イ+ロ+ハ+ニ)： イ オン・バランス資産の額 (注1) ロ デリバティブ取引等 (注2) に関する額 (=デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額 (注3) 及びデリバティブ取引等に関連して現金で差入れた証拠金の対価の額の合計額をいう) ハ レポ取引等に関する額 (注4) ニ オフ・バランス取引 (注5) に関する額 (注6)	2,110,462	2,132,321
2	金融機関等向け与信に関する残高の合計額(イ+ロ+ハ+ニ)： イ 金融機関等向け預金及び貸出金の額 (コミットメントの未引当額を含む。) ロ 金融機関等が発行した有価証券 (注7) の保有額 ハ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額 (注8) ニ 金融商品市場等 (注9) によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額 (注8)	293,360	301,347
3	金融機関等に対する債務に関する残高の合計額 (イ+ロ+ハ)： イ 金融機関等からの預金及び借入金の額並びにコミットメントの未引当額 ロ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額 (注10) ハ 金融商品市場等 (注9) によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額 (注10)	192,960	198,901
4	発行済有価証券 (注7) の残高	291,742	302,249
5	信託財産及びこれに類する資産の残高	154,250	130,642
6	金融商品市場等 (注9) によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高	6,610,354	7,162,184
7	売買目的有価証券及びその他有価証券 (注11) の残高の合計額	108,600	103,215
8	観察可能な市場データではない情報に基づき公正価値評価された資産の残高 (注12)	8,672	8,793
9	対外与信の残高	460,341	488,753
10	対外債務の残高	423,632	334,131

項番	項目内容	平成28年度	平成29年度
11	日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額	31,291,084	33,115,429
12	債券及び株式に係る引受け (注13) の年間の合計額	97,279	94,397

- (注)1.連結貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びにロ及びハに掲げる事項の額を控除した額をいう。
 2.持株自己資本比率告示第五十七条第一項の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。
 3.デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額 (当該額が零を下回る場合には、零とする。) 及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。
 4.レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額 (当該額が零を下回る場合には、零とする。) の合計額をいう。
 5.デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。
 6.取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう。
 7.担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。
 8.法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。
 9.金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。
 10.法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。
 11.流動性が高いと認められるものを除く。
 12.国際財務報告基準に基づく金額を記載しております。
 13.金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。